

## 「老齢年金」受給者の皆さんへ源泉徴収票を送付

老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上の人（65歳以上の方は158万円以上）は、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成21年1月～12月中に「老齢年金」を受給した皆さん全員に平成22年1月末までに源泉徴収票を送付しています。源泉徴収票は、年金以外に給与収入があり確定申告をす

るときや、源泉徴収の還付を受けるときに添付する必要があります。もし、源泉徴収票を紛失した場合は再交付ができますので、下記まで申し出てください。なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

### ■問い合わせ先

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
岡山東年金事務所 ☎086-270-7929  
市市民課 ☎0869-22-1790

## 瀬戸内市民病院が院外処方に

厚生労働省では、医師と薬剤師の二重チェックによって医薬品の効きめや安全性を高めることを目的として「医薬分業」を進めています。

瀬戸内市民病院でも、平成22年4月1日から院外処方に変更になります。院外処方では、病院内の薬局窓口で薬の代わりに症状に合った薬の種類や使い方を医師が書き記した処方せんを渡します。これを病院外の調剤薬局に持って行けば、薬剤師が調剤して薬を渡すことになります。より良い医療を提供するためにご理解をお願いします。

### ■問い合わせ先

瀬戸内市民病院 ☎0869-22-1234



## 瀬戸内市民病院コラム

### 花粉症にっくんと

蓮尾麻里 医師（耳鼻咽喉科専門）



花粉症は、植物の花粉が鼻の粘膜に接触するために起こる鼻のアレルギーで、くしゃみ・鼻水・鼻詰まりなどが起こります。花粉の飛散期に発症し、その原因花粉には春のスギ・ヒノキ、春から秋にかけてカモガヤ・オオアワガエリ、秋のブタクサ・ヨモギがあります。特にスギの花粉は2月上旬から飛散して、3月上旬にピークを形成します。

原因（アレルギー）の特定には、血液検査を行います。症状を抑えるには内服薬・点鼻薬のほか、1～2カ月前に予防的に行う鼻腔レーザー治療があります。根本的治療として有効な減感作療法は、皮下注射を2～3年継続する必要があります。まずは自分のアレルギーを調べ、その花粉を避けるようにマスクを着用し、内服薬・点鼻薬による治療が一般的です。花粉症と思ったら、耳鼻咽喉科での検査をお勧めします。

市民に信頼される病院を目指して

瀬戸内市民病院  
☎0869-22-1234

## 農地の実勢賃借料情報を公表

市農業委員会では、農地を貸借するときの目安として瀬戸内市標準小作料を定めていましたが、平成21年12月15日の農地法改正で制度が廃止されたため、その代わりとして、実勢の賃借料情報を公表することとなりました。

本市における平成21年1月から12月までの1年間に締結された田畑の貸借（利用権設定）の実

### 瀬戸内市実勢賃借料情報（年間10a当たり）

区分	地域名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数（筆）
田	牛窓町	—	—	—	2
	邑久町	7,000	11,400	2,100	652
	長船町	6,200	11,100	2,600	120
畑	牛窓町	8,700	12,000	4,700	32
	邑久町	—	—	—	0
	長船町	—	—	—	1

※1 使用貸借権の設定および著しく高いまたは低い価格の設定は集計対象から除く。  
※2 集計対象となるデータ数が少ない場合は、公表しない。



## 肝臓機能障害にも身体障害認定

厚生労働省が定める一定の基準に該当する場合、平成22年4月1日から新たに肝臓機能障害にも身体障害者手帳が交付されます。身体障害者手帳は、自立支援医療などのサービスや税の減免を受けるために必要なものです。対象となる人は、下記により申請してください。

### ▷対象者

厚生労働省が定める認定基準、認定要領に該当する肝臓機能障害のある人

▷受付開始日 2月1日

▷申請手続きに必要なもの

・身体障害者手帳交付申請書

- ・身体障害者福祉法第15条により指定を受けた医師の「診断書・意見書」
  - ・写真（3cm×4cmで、顔がはっきり分かるもの）
  - ・印鑑
- ※申請書、診断書・意見書の様式は、市福祉課、保健福祉部邑久分室、牛窓支所、裳掛出張所に備え付けています。

### ■問い合わせ・申請先

市福祉課 ☎0869-26-5943  
市保健福祉部邑久分室 ☎0869-22-1810  
市牛窓支所 ☎0869-34-3431  
市裳掛出張所 ☎0869-25-0004

## 人権擁護委員の再任・交代

法務大臣から委嘱を受け、人権擁護委員の四十九塚和晃さんが1月1日付けで再任されました。

また、同じく1月1日付けで北谷優恵さんが委嘱されました。いずれも任期は3年間です。

なお、退任された岡健二さんには厚くお礼申し上げます。

### ■問い合わせ先

市市民課 ☎0869-22-3922